

(特定事業所加算の要件)

	算定要件	I	II	III	A
①	専従かつ常勤の主任介護支援専門員を配置している。支障がない場合は、他の職務と兼務、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務しても差し支えない。	2名以上	1名以上	1名以上	1名以上
②	専従かつ常勤の介護支援専門員を配置している。支障がない場合は、他の職務と兼務、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務しても差し支えない。	3名以上	3名以上	2名以上	常勤・非常勤各1名以上
③	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に行うこと。			○	
④	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制を確保している。		○		○ 連携でも可
⑤	算定日が属する月の利用者の総数のうち、要介護状態区分が要介護3、4、又は5である者の占める割合が100分の40以上である。	○		×	
⑥	介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施している。		○		○ 連携でも可
⑦	地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、居宅介護支援を提供していること			○	
⑧	高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修会等に参加していること。			○	
⑨	特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。			○	
⑩	介護支援専門員1人当りの利用者の平均件数が45件未満であること。			○	
⑪	介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること。		○		○ 連携でも可
⑫	他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している。		○		○ 連携でも可
⑬	必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。			○	